

平成30年4月19日□

□原子力規制委員会 宛て

東海・大洗原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 栗崎 博

平成30年度保安検査実施方針について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所北地区（使用施設）に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 燃料研究棟における作業員の被ばく事故の対応状況

平成29年6月に発生した燃料研究棟事故については、平成29年10月25日の原子力規制委員会で認定した5件の保安規定違反、直接的・組織的な原因及び根本的な原因等を踏まえた改善を大洗研究開発センターとして実施しているところであり改善事項への対応等については、今後の保安検査等において引き続き検査する。

(2) 改善活動の取組状況に係る検査

自らの施設で発生した不適合事象に対し、核燃料物質の不適切な管理の対応も含め、適切な原因究明が行われ、再発防止を確実にするための是正処置が行われていること、他の施設で得られた知見について、自らの施設に適用すべきものは、予防処置として対応されていることを確認する。また、これらの活動に対して必要に応じて有効性の評価を実施していることを検査する。

(3) 保守管理等の実施状況にかかる検査

他事業者での排気系統の未点検等を踏まえ、保安上重要な設備等に対して、保守の計画が作成され、それを実施するための体制が構築され、点検が適切におこなわれていることを検査する。

(4) 異常事象等発生時の措置

燃料研究棟事故を踏まえ、仮に異常事象等（外部事象を含む）が発生した場合について、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われ、継続的な改善活動が定着していること等を確認する。

(5) 保安検査における改善事項の実施状況

平成29年度保安検査において大洗研北地区が自ら申し出た改善事項について引き続き改善状況を確認する。

なお、保安検査の内容、期間等は施設の運転状況、検査項目の追加等を勘案して適宜、見直しを行う。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし

3. 保安検査実施時期（期間）

- (1) 第1四半期：5月中旬～6月上旬（3日間）
- (2) 第2四半期：8月下旬～9月上旬（3日間）
- (3) 第3四半期：11月下旬～12月上旬（3日間）
- (4) 第4四半期：2月下旬～3月上旬（3日間）